

平成 31 年第 3 回 安芸太田町農業委員会 会議録 (第 3 号)

招 集 年 月 日	平成 31 年 3 月 20 日		
招 集 の 場 所	筒賀支所 新会議室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	平成 31 年 3 月 20 日 9 時 30 分	議長 栗栖 眞知子
	閉会	平成 31 年 3 月 20 日 11 時 15 分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 6 名 欠 席 4 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	栗栖 眞知子	○
	2	寺田 光浦里	○
	3	三原 朋之	△
	4	木下 博志	△
	5	沖 貴雄	○
	6	富永 富幸	△
	7	岩苔 宏	○
	8	佐藤 潤	○
	9	栗栖 芳秋	○
	10	河本 穂津雄	△
会議録署名委員	2 番	寺田 光浦里	
	5 番	沖 貴雄	

議長	<p>本日の総会は会長が欠席のため、会長職務代理の私が議長を務めさせていただきます。</p> <p>このことについて、異議はありませんでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。</p> <p>それでは、これより第3回安芸太田町農業委員会総会を開催します。</p> <p>本日の出席委員は6名です。出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。(9:30)</p>
議長	<p>この会議の議事録の署名者を議長において指名しても異議ありませんでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。よって議事録署名者に2番委員と5番委員を指名いたします。会議書記の指名を行います。本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木浩吉氏と鬼田貴樹氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第8号から議案第16号について事務局より提案説明と朗読をさせます。それでは、事務局より提案説明をお願いします。</p> <p>(事務局議案の提案説明と朗読)</p>
議長	<p>それでは、議案第8号について、2番委員より説明をお願いいたします。</p>
2番委員	<p>議案書1ページと図面ページ2をご覧ください。3月13日に譲受人の立ち会いのもと現地を確認しました。現地は、安芸太田病院から戸河内方面に約200m進んだ埴集会所近くです。譲受人は、譲渡人の宅地を購入され、それに伴い、農地も購入し、農業を始めたいとのこと。4月頃には安芸太田町に移住され、農業を始めるとのことでした。下限面積以上であり、農機具も保有され、周辺の営農状況に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>続いて、議案第9号について、会長が欠席のため、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第9号の説明を会長さんからお聞きした情報をもとに、代わって説明させていただきます。議案書の1ページと3ページをご覧ください。会長さんと譲受人の方は先週の土曜日に立ち会われ、現地調査を行ったそうです。譲受人</p>

	<p>の方は申請地を譲り受け、白菜や大根などの野菜を作付けされるとのことです。譲受人の方は、自身所有の農地に稲や野菜を作付けされているようで、農機具も所有し、農作業に常時従事されているそうです。また、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であり、周辺の農地利用に影響もないそうです。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないので、この申請につきまして会長さんは許可相当と考えられております。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、関連します議案第10号及び議案第11号について、6番委員が欠席のため、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>関連します議案第10号及び議案第11号の説明を6番委員さんからお聞きした情報をもとに、代わって説明させていただきます。議案書の1ページと4ページ及び5ページをご覧ください。6番委員さんは、3月10日に行政書士の■■■さんと■■■さん立ち会いのもと、現地調査を行ったそうです。11号の案件につきましては、■■■さん所有の農地を■■■さんに譲渡す申請となっております。■■■さんは、現在、東京に住んでいるとのこと、申請地の耕作ができないため、親戚関係にあたる■■■さんに申請地を譲渡し、耕作をしてもらうということです。しかし、■■■さんは、他に下限面積に到達するほどの農地を所有されていないため、■■■さん所有農地の隣接地である■■■と■■■の農地を■■■さんから使用貸借というかたちで借り受け、耕作をされるそうです。なお、■■■さんは、農機具を導入予定で、農作業に常時従事するとのこと。また、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であり、周辺の農地利用に影響もないそうです。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないので、この申請につきまして6番委員さんは許可相当と考えられております。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第12号について、5番委員より説明をお願いいたします。</p>
5番委員	<p>議案ページ1ページと6ページをご覧ください。3月16日に譲受人の■■■さん立ち会いのもと、現地調査を行いました。■■■さんは、現在5,000㎡あまり耕作されております。譲渡人の■■■さんは、現在青森県に住んでいるとのこと、地元で農業をされている■■■さんに受け渡したいという話でした。農地を譲り受けるにあたり、■■■さんは下限面積を満たしており、農機具も一式保有されております。また、周辺の農地利用に影響を及ぼすこともありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可妥当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第13号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>資料番号 1 番をご覧ください。平成 31 年 3 月 14 日付けで、安芸太田町農地利用集積円滑化事業規程の変更について、安芸太田町長より諮問がありました。2 枚目をお開きください。安芸太田町農地利用集積円滑化事業規程の変更理由としましては、平成 31 年 1 月 30 日付けで施行されました安芸太田町の農業経営基盤の強化に関する基本的な構想に伴い、安芸太田町農地利用集積円滑化事業に関連する事項の変更及び語句の修正等を行うものです。変更概要につきましては、1 つ目に、本文中に農地売買等事業及び研修等事業を追記する。2 つ目に、本文中の本団体を安芸太田町に改める。3 つ目に、本文中の農地保有合理化法人は農地中間管理機構に改める。以上の 3 つです。次のページ以降に規定の原文を載せております。黄色の網掛け部分が変更点や修正点です。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 14 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 14 号の説明をさせていただきます。先進地視察研修を終えての今後の取り組みについてです。まずは、先月の 26 日及び 27 日の視察研修は、委員の皆様のご協力により無事終わることが出来ました。ありがとうございました。本日は、その研修後にご記入いただくことになっておりました感想文をご持参いただいていると思いますので、その感想文やそれ以外の意見等を交えて、今後の農業委員会の活動についてご審議いただければと思います。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 15 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 15 号の説明をさせていただきます。平成 30 年度の活動に対する点検・評価及び平成 31 年度の目標とその達成に向けた活動計画についてです。資料はお手元に配布しております、資料 2 と 3 になります。安芸太田町農業委員会は今年度の活動に対する点検評価及び翌年度の活動の目標とその達成に向けた活動計画を検討・策定することとなっております。このスケジュールについては、まず、農業委員会で決定した案を 3 月末までに町ホームページにより公表し、地域の農業者等の意見及び要望等を募集します。そして、その意見を踏まえ決定したうえ、町ホームページで 5 月末までに公表することとなっております。それでは具体的な内容について説明いたします。</p> <p>資料 2 の 1 ページ目をご覧ください。平成 30 年 3 月時点の安芸太田町の農業の概要と安芸太田町農業委員会の体制についてです。続いて 2 ページ目をご覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化についてです。まず、2 番の平成 30 年度の目標及び実績についてです。平成 30 年度の集積目標が 117.6ha、集積実績が 96.9ha、達成率は 82.4%でした。次に、4 番の目標及び活動に対する評価についてです。目標に対する評価についてですが、目標は達成できなかったが、集積斡旋はしており、目標値としては妥当であるとしております。活動に対する評価については、地域の農業を担う者が減少しており、地域の実情に沿</p>

った担い手の育成・確保を図っていく必要があるとしております。続いて 3 ページ目をご覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。2 番の平成 30 年度の目標及び実績について、まず、参入目標が 1 経営体、参入目標面積が 0.7ha でした。そして、参入実績が 1 経営体、参入実績面積が 0.6ha でした。4 番の目標及び活動に対する評価について、目標に対する評価が、目標は達成できなかったが、集積斡旋は実施しており、目標としては妥当であるとしております。活動に対する評価が、地域の農業を担う者が減少しており、地域の実情に沿った担い手の育成・確保を図っていく必要があるとしております。続いて 4 ページ目をご覧ください。遊休農地に関する措置に関する評価についてです。2 番の平成 30 年度の目標及び実績は、目標が 3ha の解消に対し、実績が 0.5ha の増加でした。3 番の目標の達成に向けた活動としまして、農地利用状況調査を 7 月～9 月にかけて行い、農地利用意向調査を行いました。遊休農地の数は 713 筆で、面積は 26.2ha でした。4 番の目標及び活動に対する評価につきましては、目標に対する評価が、目標は達成できなかったが、集積斡旋はしており、目標としては妥当であるとし、活動に対する評価が、不在地主等所有者の把握と農地所有者に対する指導、担い手への利用集積あっせんが必要であるとしております。続いて 5 ページ目をご覧ください。違反転用への適正な対応についてです。平成 30 年 3 月時点では、違反転用面積が 9.2ha でした。平成 30 年度の実績としましては 0.2ha で昨年と比べ 9.0ha 減少しました。活動実績としては、町広報誌で転用申請の手続きについて周知をしました。また、農地パトロールを実施しました。活動に対する評価としては、違反転用者への指導を行ったが、是正されていない案件があるため、引き続き指導が必要である、新たな違反転用も発生しているため、今後も違反転用防止に向けた活動を行っていく、としております。続いて 6 ページ目をご覧ください。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてです。まず、農地法第 3 条に基づく許可事務及び農地転用に関する事務についてですが、平成 30 年度は 21 件の申請があり、21 件すべてが許可となっております。次に、農地転用に関する事務については、22 件の処理件数となっております。続いて 7 ページ目をご覧ください。7 ページ目につきましては、農地所有適格法人及び情報提供についてです。続いて 8 ページ目をご覧ください。地域の農業者等からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、3 月末からの公表により、意見等があれば掲載します。続いて、事務の実施状況の公表につきましては、総会の議事録及び活動の点検評価をホームページにより公表しております。

続いて資料 3 をご覧ください。平成 31 年度の活動計画の案になります。1 ページ目は平成 31 年 3 月現在の安芸太田町の農業の概要と安芸太田町農業委員会の現在の体制についてです。続いて 2 ページ目をご覧ください。まず、担い手への農地の利用集積・集約化についてです。人・農地プラン、農地中間管理機構の活用、利用権の制度の周知、担い手へのあっせん活動等により、集積する面積目標を管内農地面積の 2 割にあたる 117.6ha の集積を目標としております。次に、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。安芸太田町産業振興課と連携し、情報収集を行い、人・農地プラン事業を通じて地域農業

<p>議長</p>	<p>の中心となる経営体の確保を図り、参入経営体 1 経営体、参入面積 0.7ha を目指します。続いて 3 ページ目をご覧ください。まず、遊休農地に関する措置についてです。現在の遊休農地面積 26.2ha の内、解消する面積目標を 3ha としております。これは遊休農地面積の約 1 割の解消を目指しております。次に、違反転用への適正な対応についてです。活動計画としまして、町広報誌で違反転用が違法であることを周知することや農地パトロールを実施することを計画しております。以上説明いたしました、資料 2 及び資料 3 の内容で平成 30 年度の活動に対する点検・評価及び平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案を策定しようとするものであります。審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>続いて、議案第 16 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 16 号の説明をさせていただきます。農業委員会委員の辞任についてです。平成 31 年 3 月 1 日付けで、第 7 番 [REDACTED] 委員より、農業委員会会長宛に辞任届の提出がございました。農業委員会等に関する法律第 13 条には、委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる、と規定されております。農業委員会の同意は、農業委員会の総会の議決により、総会出席委員の過半数の賛成によって行うものとされているため、今回、議案としてあげさせていただきました。辞任の理由につきましては、辞任届の中で、一身上の都合とあります。本日議決がいただければ、速やかに任命権者であります安芸太田町長の同意をもって、正式に辞任という運びとなります。また、後任の委員の補充でございますが、安芸太田町農業委員会の委員選任に関する規則第 11 条第 2 項の規定により、町長は、農業委員の欠員がその定数の 3 分の 1 を超えたときは、この規則に定める手続に基づき、速やかに農業委員を補充しなければならないという規定があることから、当面この規定を適用させていただきます。補充は行いません。以上で、説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第 8 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 8 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数でありますので、議案第 8 号につきましては承認決定いたしました。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、議案第 9 号について質疑を許します。</p>

議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 9 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 9 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、関連します議案第 10 号及び議案第 11 号について質疑を許します。</p>
議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。それでは、関連します議案第 10 号及び議案第 11 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、関連します議案第 10 号及び議案第 11 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 12 号について質疑を許します。</p>
議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 12 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 12 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 13 号について質疑を許します。</p>
事務局長	<p>補足説明をさせていただきます。この件につきましては、農地中間管理事業に係るものでございまして、農地の貸し付け希望があった場合に、町を通さずに、一旦農地中間管理機構というところへ貸し付け、そこから個人や法人へ貸し付けるというものでございます。この点をうちが明記していなかったため、改めてこの点を農地中間管理事業に係るものとして明記したものでございます。今までは利用権設定のみの明記だったのですが、これを改めて農地中間管理事業に係るものとして追記したかたちとなっております。</p>

議長	追記したというかたちなのですね。
事務局長	はい、そうです。
5 番委員	中間管理事業の話が今多くあがってますよね。
事務局長	そうですね。今までの規程は中間管理事業の明記がなく、それでは中間管理機構の事業にのれないというところがあったので、明記しました。
議長	その他に質疑はありませんか。
	(全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第 13 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 13 号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第 14 号について質疑を許します。
事務局長	議案第 14 号につきましてはですね、今日皆さんが持ってこられました意見や感想等をうちの方で取りまとめまして、まとめたものを次回の総会で審議していただくというかたちで調整させていただきたいと思っております。ですので、この議題につきましては継続審議とさせていただいてもよろしいでしょうか。
議長	それでは、この議題につきましては、継続審議でよろしいでしょうか。
	(全員異議なし)
議長	それでは、議案第 14 号は継続審議とさせていただきます。
議長	続いて、議案第 15 号について質疑を許します。
事務局長	この議題につきましては、今日の委員さんみなさんの意見と農地利用最適化推進委員さんの意見を取りまとめて、ホームページ等で公表させていただきたいと思っております。
7 番委員	この農地パトロールは推進委員さんが行うものですね。

事務局長	そうですね。推進委員さんには毎月 10 日に農地パトロールをしていただくということになっております。
7 番委員	違反転用面積はどのようにして把握されているのですか。
事務局	転用の申請書を出していただいた際に、始末書付きで申請書を出される方がおりますので、その時の申請書の面積をもとに数値を出しております。
1 番委員	新たな農業経営のところで、毎年 1 経営体参入されているのがいいですね。もっと町内の多くの方に知ってもらいたいですね。
事務局長	ハウスの状況はどうかという電話をいただくこともよくありますので、ある程度はこの状況を知ってもらっているのではないかと思います。農業男子とかたちで頑張ってもらっておりますので、もっと知ってもらえるようにしたいですね。
9 番委員	毎年、利用調査をせんようにできのでしょうか。
事務局長	規定がありますので、それはむずかしいですねやはり。
1 番委員	その他に質疑はありませんか。
	(全員質疑なし)
1 番委員	質疑なしと認めます。それでは、議案第 15 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
1 番委員	挙手多数でありますので、議案第 15 号につきましては承認決定いたしました。
1 番委員	続いて、議案第 16 号について質疑を許します。
7 番委員	議案第 16 号につきましては、私から報告をさせていただきます。たんじゅんファーム安芸太田の関係で農業委員を約 1 年半務めさせていただきました。会社としましては、野菜の生産であったり、販売であったりということが続けてきたのですが、それを休むとかたちとなりました。私個人の思いとしましては、たんじゅん農法を広めたいという思いがありました。安芸太田町がたんじゅん農法の町として認知されていくということを目指して掲げて頑張ってきた結果なのか、実際にたんじゅん農法に取り組む方があちこちに増えてきました。こういった動きが増えてきましたので、会社として今後は、その農法の指導を

	<p>する立場に回るべきではないかという結論に至りました。約 1 年半という短い期間ではありましたが、皆様とともに活動することができ、大変感謝しております。また、これからの皆様のご活躍を期待しております。大変お世話になりました。ありがとうございました。</p>
1 番委員	<p>■■■■さんからは農業委員としての意見をたくさん出していただきましたので、大変残念に思っておりますが、■■■■さんのこれからのご活躍を期待しております。</p>
7 番委員	<p>ありがとうございます。</p>
1 番委員	<p>その他に皆さんからございますか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
1 番委員	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 16 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
1 番委員	<p>挙手多数でありますので、議案第 16 号につきましては承認決定いたしました。</p>
1 番委員	<p>次に報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明をさせていただきます。</p> <p>まず、先進地視察研修の収支結果の報告をさせていただきます。残金につきましては、農業委員会費として口座の方へ入金させていただき、必要に応じて、今後の農業委員会活動の一助とさせていただきます。</p> <p>次に、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書が 3 件出ております。1 件目は、広島市安佐北区の■■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は記載のとおりです。なお、農業委員会によるあっせん等の希望の有無はございませんでした。2 件目は、安芸太田町大字松原の■■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は記載のとおりです。なお、農業委員会によるあっせん等の希望の有無はございませんでした。3 件目は、広島市佐伯区の■■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は記載のとおりです。なお、農業委員会によるあっせん等の希望の有無はございませんでした。</p> <p>次に、取消願が 3 件出ております。1 件目は、福山市の株式会社■■■■、代表取締役、■■■■さんと安芸太田町大字坪野の■■■■さんによります、平成 30 年 9 月 26 日付け安芸太田町農委指令第 31 号農地法第 5 条の規定によ</p>

	<p>る許可処分についての取消願になります。許可を受けた土地の表示、転用目的、取消しを必要とする理由につきましては記載のとおりです。添付書類等の不備はございませんでした。2件目は、福山市の株式会社 [REDACTED]、代表取締役、[REDACTED]さんと安芸太田町大字坪野の [REDACTED]さんによります、平成30年9月26日付け安芸太田町農委指令第29号農地法第5条の規定による許可処分についての取消願になります。許可を受けた土地の表示、転用目的、取消しを必要とする理由につきましては記載のとおりです。添付書類等の不備はございませんでした。3件目は、福山市の株式会社 [REDACTED]、代表取締役、[REDACTED]さんと広島市安佐南区の [REDACTED]さんによります、平成30年9月26日付け安芸太田町農委指令第29号農地法第5条の規定による許可処分についての取消願になります。許可を受けた土地の表示、転用目的、取消しを必要とする理由につきましては記載のとおりです。添付書類等の不備はございませんでした。</p> <p>最後に、安芸太田町農業委員会活動記録簿をお配りしておりますのでご覧ください。こちらには書き方の記入例を添付させていただいております。農地に関する些細な相談でも活動記録簿へご記入いただければと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>以上で、報告事項の説明を終わらせていただきます。</p> <p>1 番委員 報告事項について質疑はありますか。</p> <p>(全員質疑なし)</p> <p>1 番委員 以上で本日の審議は終了いたしました。 なお、休会中も引き続き審査、調査をすることを許します。 これをもちまして、提案した議案はすべて審議されました。これで、第3回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(11:15)</p> <p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。</p> <p>議 長</p> <p>2 番委員</p> <p>5 番委員</p>
--	---